

---

○議長（土屋清武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 10 時 52 分）

---

◎議案第 34 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋清武君） 日程第13、議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（松崎町税条例の一部を改正する条例）の件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第34号は専決処分の承認を求めることについて（松崎町税条例の一部を改正する条例）であります。

詳細は担当課長から申し上げます。

（窓口税務課長 齋藤 聡君 提案理由説明）

○議長（土屋清武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

○2番（渡辺文彦君） いろいろあり過ぎてわけがわからないんですけども、仮にこれが通った時に、これは町民が知らなくちゃいけないんですけど、どういう形で表示されるんですかね。これは。ちょっとその辺が見えてこない。ぼくが見てもわからない。町民がこれを見ても全然わからないわけですよね。

直接町民によくお知らせしなければならない内容がいっぱい入っていると思うんですけども、それはどういう形で提示されていくのか、その辺をイメージだけちょっと教えていただきたい。

○窓口税務課長（齋藤 聡君） 直接関わってきますのは、軽自動車ですとか、あとは配偶者控除なんかの関係が今回メインになってくるだと思うんですけど、そちらにつきましては、やはり広報あたりで周知をしなければならないのかなとは考えています。

その時には、できるだけ専門用語を使わないような形でわかりやすい言葉で皆さんには訴えかけていきたいなと考えております。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（土屋清武君） 反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（土屋清武君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（松崎町税条例の一部を改正する条例）の件を挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（土屋清武君） 挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

---